

南の拠点整備事業（B棟）

基本協定書（案）

平成 29 年 4 月

垂水市

【 目 次 】

第1条（目的）	1
第2条（努力義務）	1
第3条（特別目的会社（SPC）の設立）	1
第4条（特別目的会社（SPC）における株式の譲渡等）	2
第5条（業務の委託又は請負等）	2
第6条（事業契約の締結等）	2
第7条（反社会勢力の排除）	2
第8条（準備行為）	4
第9条（事業契約締結不調の場合の処理）	4
第10条（秘密保持）	4
第11条（協定の期間）	5
第12条（準拠法）	5
別紙1 出資予定表（第3条関係）	7
別紙2 誓約書（第3条関係）	8
別紙3 誓約書（第3条関係）	9
別紙4 誓約書（第5条関係）	10

南の拠点整備事業（B棟）

基本協定書（案）

南の拠点整備事業（B棟）（以下、「本事業」という。）に関して、垂水市（以下、「甲」という。）と●、●、及び●をその構成員、●及び●を協力会社とし、●をその代表企業とする「事業候補者」●（以下、「乙」という。）との間で、次のとおり、基本協定（以下、「本基本協定」という。）を締結する。

（目的）

第1条 本基本協定は、本事業を実施する民間事業者選定のための「公募型プロポーザル方式」において乙が「事業候補者」として決定されたことを確認し、乙、もしくは乙が設立する本事業の遂行者（以下、「事業予定者」という。）と甲との間で締結する（仮称）南の拠点整備事業（B棟）にかかる事業契約（以下、「事業契約」という。）の締結に向けて、甲及び乙の双方の義務を定めるとともに、本事業の円滑な実施等に必要な双方の協力、諸手続について定めることを目的とする。

（努力義務）

第2条 甲及び乙は、甲と事業予定者とが締結する事業契約の締結に向けて、それぞれ誠実に対応するものとし、事業契約に係る垂水市議会の議決を得て事業契約の効力が生じるように最善の努力をする。

2 乙は、事業契約締結のための協議に当たっては、民間事業者選定のための「公募型プロポーザル方式」に係る垂水市南の拠点整備事業に係る民間事業者選定委員会及び甲の要望を尊重する。

（特別目的会社（SPC）の設立）

第3条 乙は、特別目的会社（以下、「SPC」という。）等の事業法人を設立する場合は、本基本協定締結後、平成●年●月●日までに、事業予定者として、会社法（平成17年法律第86号）の規定に基づき本店所在地を垂水市内とする株式会社を適法に設立し、当該株式会社の登記事項証明書を甲に提出して事業予定者の設立を報告するものとする。

2 乙は、前項の事業予定者の設立に際し、別紙1の内容に従い事業予定者に出資し、事業予定者の株式を引き受けるものとする。

3 事業契約上の契約期間において、乙の構成員が保有する事業予定者の議決権付株式の割合が全体の50%を超えなければならない。

4 事業契約上の契約期間において、代表企業の保有する事業予定者の株式の割合が株主中最大とならなければならない。

5 乙は、第1項に従い事業予定者の設立を報告するにあたり、別紙2のひな型による誓約書を作成し、また、構成員以外の株主に別紙3のひな型による誓約書を作成させて、それぞれを甲に提出しなければならない。

- 6 乙は、事業予定者をして取締役及び会計監査人を選任させ、これを甲に報告させるものとする。かかる選任の後に取締役が改選された場合についても、乙又は乙の代表者はその旨を事業予定者をして甲に報告させるものとする。
- 7 事業契約の契約期間においては、乙の構成員は、原則として出資比率を変更することができない。ただし、事業の安定的な遂行及びサービス水準の維持が図られる場合において、甲の利益を侵害しないと認められるときは、甲は当該出資比率の変更について協議に応じることができるものとする。

（特別目的会社（SPC）における株式の譲渡等）

第4条 乙の構成員は、SPC を設立する場合、事業契約の契約期間が終了するまでの間、甲の事前の書面による承諾を得ることなく、その保有する事業予定者の株式の譲渡、担保権の設定及びその他一切の処分を行わないものとする。

- 2 乙は、SPC を設立する場合、構成員以外の事業予定者の株主をして、甲の事前の書面による承諾を得ることなく、その保有する事業予定者の株式の譲渡、担保権の設定及びその他一切の処分を行わせてはならない。

（業務の委託又は請負等）

第5条 乙は、事業予定者をして、本件施設の設計に係る業務を●に、本件施設の建設に係る業務を●に、本件施設の工事監理に係る業務を●に、維持管理に係る業務を●にそれぞれ委託し又は請け負わせるものとする。

- 2 乙は、甲と事業予定者との間で事業契約の本契約が締結された後、速やかに、事業予定者をして前項に定める各業務を受託する者又は請け負わせる者との間で、業務委託契約又は請負契約等を締結させるものとし、これらの契約の締結後速やかにその写しを甲に提出するものとする。
- 3 第1項の規定により事業予定者から本事業に係る各業務を受託し、又は請け負った者は、受託し、又は請け負った業務を誠実に実施するよう努めなければならない。

※ 収益サービスを実施する主体がそれぞれ構成員、協力会社又は収益サービス企業の場合は次の(イ)の条項を、構成員、協力会社、収益サービス企業以外の第三者（事業予定者を除く。）のときは次の(ロ)の条項を、それぞれ4項として追加する。

(イ) ●は、乙が本事業の〔公募型プロポーザル方式〕において提出した提案書の内容に従い収益サービスを実施するものとし、事業契約の仮契約締結と同時に、事業契約の規定に従い収益サービスに係る覚書を甲と締結する。

(ロ) 乙は、本事業の〔公募型プロポーザル方式〕において提出した提案書において収益サービスの実施主体とされている●をして、この基本協定締結後速やかに別紙4のひな型による誓約書を作成させ、甲に提出するものとする。

（事業契約の締結等）

- 第6条 甲及び乙は、事業契約の仮契約を、平成●年●月●日を目処として、垂水市議会への事業契約に係る議案提出日までに、甲と事業予定者間で、締結せしめるものとする。但し、甲は、乙の構成員又は協力会社のいずれかについて第5項各号に規定する事由のいずれかが発生したときは、事業契約の仮契約を締結しない。
- 2 甲及び乙は、前項の仮契約につき、垂水市議会の議決を得たときにその本契約を締結する。但し、乙の構成員又は協力会社が第5項各号に定める事由のいずれかに該当するときは、甲は前項の仮契約を解除し、本契約を締結しない。
 - 3 甲は、本事業の〔公募型プロポーザル方式にかかる募集要項〕に添付した契約書（案）の文言に関し、乙から説明を求められたときは、同募集要項において示された本事業の目的、理念に照らしてその条件の範囲内において趣旨を明確化するものとする。
 - 4 甲及び乙は、事業契約締結後も本事業の遂行のために協力するものとする。
 - 5 乙の構成員又は協力会社が次の各号のいずれかに該当したときは、事業契約の仮契約又は本契約が締結済みであるか否か及び甲が事業契約の仮契約又は本契約を解除するか否かにかかわらず、かつ、甲が損害の発生及び損害額を立証することを要することなく、乙の構成員及び協力会社は、連帯して、提案金額の10分の1に相当する額を賠償金として甲の指定する期間内に支払わなければならない。
 - (1) 事業契約の締結に関して、乙の構成員又は協力会社が私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（以下、「独占禁止法」という。）第3条又は第8条第1項第1号の規定に禁止する行為を行ったことにより、次のいずれかに該当することとなったとき
 - ア 独占禁止法第49条第1項に規定する排除措置命令が確定したとき
 - イ 独占禁止法第50条第1項に規定する納付命令が確定したとき
 - ウ 乙の構成員又は協力会社が独占禁止法第52条第4項の規定により審判の請求を取り下げ、同条第2項に規定する原処分（以下、「原処分」という。）が確定したとき
 - エ 公正取引委員会が、独占禁止法第66条第1項から第3項までの規定による審決（原処分の全部を取り消す審決を除く。）をした場合において、乙の構成員又は協力会社が独占禁止法第77条第1項に規定する期間内に審決の取消しの訴えを提起しなかったとき
 - オ 公正取引委員会が行った審決に対し、乙の構成員又は協力会社が独占禁止法第77条第1項の規定により当該審決の取消しの訴えを提起した場合において、当該訴えについての請求を棄却し、若しくは当該訴えを却下する判決が確定したとき、又は乙の構成員又は協力会社が当該訴えを取り下げたとき
 - (2) 事業契約の締結に関して、刑法第96条の3の罪について乙の構成員又は協力会社（乙の構成員又は協力会社が法人である場合にあっては、その代表者又は代理人、使用人その他の従業者。次号において同じ。）に対する有罪の判決が確定したとき
 - (3) 事業契約の締結に関して刑法第198条の罪について乙の構成員又は協力会社に対する有罪の判決が確定したとき
 - 6 前項の規定は、事業契約の本契約が締結された後も適用するものとする。

- 7 第5項の規定は、甲に生じた実際の損害額が第5項に規定する賠償金の額を超える場合において、甲がその超える分について当該乙の構成員又は協力会社に対し賠償を請求することを妨げるものではない。

（反社会的勢力の排除）

第7条 甲は、乙又は乙の構成企業や協力企業の役員または従業員が次の各号の一に該当する場合、何らの催告を要せずに、本基本協定および事業契約を解除することができる。

- （1）暴力団、暴力団員、暴力団準構成員、暴力団関係者、総会屋、社会運動等標榜ゴロまたは特殊知能暴力集団等、その他これに準ずるもの（以下、反社会勢力という）に属すると認められるとき。
- （2）反社会勢力が経営に実質的に関与していると認められるとき
- （3）反社会勢力を利用していると認められるとき。
- （4）反社会勢力に対して資金等を提供し、又は便宜を供与するなどの関与をしていると認められるとき。
- （5）反社会勢力と社会的に批難されるべき関係を有しているとき。
- （6）自ら又は第三者を利用して、甲または甲の関係者に対し、詐術、暴力的行為、または脅迫的言辞を用いたとき。

- 2 甲は、前項の規定により本基本協定および事業契約を解除した場合には、乙に損害が生じても甲は何らこれを賠償ないし補償することは要せず、また、かかる解除に甲に損害が生じたときは、乙はその損害を賠償するものとする。賠償額は甲乙協議して定める。

（準備行為）

第8条 乙は、事業契約締結前であっても、自己の費用及び責任において、本事業の実施に関して必要な準備行為（設計に関する打合せを含む。）を行うことができるものとし、甲は、必要かつ可能な範囲で、乙に対して協力するものとする。

- 2 前項の甲の協力の結果（設計に関する打合せの結果を含む。）は、事業契約の本契約締結後、事業予定者が速やかにこれを引き継ぐものとする。

（事業契約締結不調の場合の処理）

第9条 事由の如何を問わず（事業契約の締結について、垂水市議会の議決が得られない場合を含む。）、事業予定者と甲との間において、事業契約が効力を生じるに至らなかった場合には、甲及び乙が本事業の準備に関して既に支出した費用は各自の負担とし、甲及び乙は、第6条第5項に定める賠償金及び同条第7項に定める損害賠償の支払債務を除き、相互に債権債務関係の生じないことを確認するものとする。

（秘密保持）

第10条 甲及び乙は、この基本協定に関する事項につき知り得た相手方の秘密情報について、相手方の事前の承諾を得ることなく第三者に開示しないこと及びこの基本協定の履行の目的以外には使用しないことを確認する。ただし、この基本協定締結の前に既に自ら保有し

ていた場合、公知であった場合、本基本協定に関して知った後自らの責めによらずして公知になった場合、本基本協定に関して知った後正当な権利を有する第三者から何らの秘密保持義務を課せられることなしに取得した場合、裁判所からの強制力のある命令により開示を命じられた場合、乙が本事業に関する資金調達を図るために合理的に必要なものとして開示する場合及び甲が垂水市の情報公開条例等に基づき開示する場合は、この限りではない。

（協定の期間）

第11条 この基本協定の期間は、締結のときから事業契約が効力を失うときまでとする。但し、この基本協定の締結後、事業契約の本契約締結の見込みがないことが明らかになったときは、甲は乙に通知して、この協定を終了させるものとする。

（準拠法）

第12条 この基本協定は日本国の法令に従い解釈されるものとし、この基本協定に関する一切の紛争については、鹿児島地方裁判所を第一審の専属管轄裁判所とする。

以上を証するため、本基本協定書を2通作成し、甲及び乙の代表者、構成員及び協力会社が、それぞれ記名押印のうえ、甲及び乙の代表者が各1通を保有する。

平成●年●月●日

甲 所在地
垂水市
代表者 垂水市長 尾脇 雅弥

乙 ●
(代表企業)
[住 所] ●
[商号又は名称] ●
[代表者氏名] ●

(構成員)
[住 所] ●
[商号又は名称] ●
[代表者氏名] ●

(構成員)
[住 所] ●
[商号又は名称] ●
[代表者氏名] ●

(協力会社)
[住 所] ●
[商号又は名称] ●
[代表者氏名] ●

(協力会社)
[住 所] ●
[商号又は名称] ●
[代表者氏名] ●
(※)

(※) 応募グループに収益サービス企業がいるときは、同企業を追記します。

別紙1 出資予定表（第3条関係）

設立時に発行する株式の種類	発行株式数及び引受人	資本金額
普通株式	<ul style="list-style-type: none"> ●に●株(●%) ●に●株(●%) ●に●株(●%) ●に●株(●%) ●に●株(●%) ●に●株(●%) <p style="text-align: right;">計 ●株</p>	金●円

平成●年●月●日

垂水市長 尾脇 雅弥 様

誓約書

垂水市（以下、「市」という。）と●、●及び●の間で、平成●年●月●日付けにて締結された南の拠点整備事業（B棟）（以下、「本事業」という。）に係る基本協定書（以下、「基本協定書」という。）に基づき、当社らは、下記の事項を市に対して誓約し、かつ、表明し、及び保証致します。

なお、特に明示がない限り、本誓約書において用いられる語句は、基本協定書において定義された意味を有するものとします。

記

- 1 [SPCの名称]（以下、「事業者」という。）が、平成●年●月●日に会社法上の株式会社として適法に設立され本日現在有効に存在すること。
- 2 事業者の本日現在における発行済株式総数は●株であり、その保有者、保有割合等は次のとおりであること。

●株式会社(構成員)	●株
●株式会社(構成員)	●株
●株式会社(構成員)	●株
●株式会社(非構成員)	●株
●株式会社(非構成員)	●株
- 3 事業者の本日現在における株主構成は前項のとおりであり、市の事前の書面による承諾ある場合を除き、本事業に係る市と事業予定者間の事業者契約（以下、「事業契約」という。）の終了までの間、かかる状態を維持すること。
- 4 当社らは、事業契約の終了までの間、当社が保有する事業者の株式を保有するものとし、市の事前の書面による承諾がある場合を除き、譲渡、担保権の設定その他一切の処分を行わないこと。

[住 所]

[商号又は名称]

[代表者氏名]

平成●年●月●日

垂水市長 尾脇 雅弥 様

誓約書

当社は、南の拠点整備事業（B棟）の事業予定者である〔SPC〕の株式を●株保有しています。
当社は、貴市の事前の書面による承諾がある場合を除き、当社が保有する〔SPC〕の株式について、譲渡、担保権の設定その他一切の処分を行わないことを誓約致します。

[住 所]

[商号又は名称]

[代表者氏名]

平成●年●月●日

垂水市 尾脇 雅弥 様

誓約書

当社は、南の拠点整備事業（B棟）（以下、「本事業」という。）の〔公募型プロポーザル方式〕において、事業候補者として選定された●グループが貴市に提出した提案書の内容に従い本事業の収益サービスを実施します。また、収益サービスの実施に関し、貴市と本事業の事業予定者（SPCを設立する場合は、●グループが本事業の遂行者として設立する株式会社をいう。）との間で本事業にかかる事業契約の仮契約が締結されると同時に、貴市との間で事業契約に基づき収益サービスにかかる覚書を締結致します。

[住 所]

[商号又は名称]

[代表者氏名]